

イギリス革命期におけるセント・
マーティン教区の救貧担当委員会計簿
—— セント・マーガレット教区との比較で ——

菅 原 秀 二

はじめに

今世紀の前半まで、いわゆる「旧救貧法(Old Poor Law)」体制は、非効率で抑圧的な体制と捉えられてきた¹⁾。こうした基調のもとで、イギリス革命期においても、王政が打倒されピュリタンが権力を握った結果として、救貧行政の体系は非効率であるどころか崩壊の危機に瀕し、その抑圧的な側面のみが強化されたと考えられてきたのである²⁾。

こうした従来の通説に対して、パールは「ロンドンの各教区当局は、救貧法に託された国の意図を忠実に施行しており、その忠実さについては従来の研究者の想定をはるかに超えていた」と主張する³⁾。また、ハーランはパールと同じくロンドン特にシティの史料に基づいて、救貧行政の体系は革命期においても決して崩壊したのではなく持続しており、慈善よりも救貧税による収入の比重が高かったことを実証した⁴⁾。従来の研究では救貧行政における公的機関の活動が過小評価されていたけれども、これらの研究では行政当局が貧民や共同体のニーズに対して鋭敏かつ柔軟に対応したことが主張されている。しかもそれは抑圧的というより、むしろ人道主義的に運営されていたという。近年の研究は、こうした救貧行政のあり方がロンドンに限定されるものではなく、地方の都市や村落にまで及んでいたことを示している⁵⁾。

しかし、この抑圧的な側面と人道主義的な側面とは決して対立するものではない。救貧行政とは労働不能者(impotent)への配慮と労働可能者(able-bodied)への統制の両者を意味するものだからである。さらに労働不能者が全て救貧を受けられたのではなく、ある規範に適合した者のみが救貧に値する貧民(deserving poor)となるのである⁶⁾。このようにこの両者は統一的に把握されねばならず、革命期におけるその具体的なあり方を探ることが本稿の第1の課題である。第2の課題は、革命期において救貧行政がどのように変容し、その意味は何かを探ることである。これはハーランが残した課題であり、パールが論じなかった論点でもあった⁷⁾。

これらの課題を論じるにあたって、本稿ではセント・マーティン教区の救貧担当委員会計簿(overseers' accounts)を検討する。この教区はウェストミンスター市を構成する一教区であるが、ロンドンとセント・マーガレット教区の間位置しており、その面積や人口規模から市の

もう一つの中心ともいべき教区である⁸⁾。しかしながら、中世から都市的な性格を有していたセント・マーガレット教区とは異なり⁹⁾、この教区はストランド界隈を除いて文字通り野原の中にあった(St. Martin's-in-the-Fields)。ところが17世紀初頭よりその人口は急増し、革命前夜にはセント・マーガレット教区を凌駕するに至るのである。この教区はロンドンのウェスト・エンドとして、都市郊外としての性格をより強く持っていたということができよう。セント・マーティン教区を取り上げる意義はこの点にある。本稿では、既に論じたセント・マーガレット教区の救貧行政と比較しながら、当該教区の性格を明らかにしつつ、前述の課題を論じたい¹⁰⁾。

- 1) E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief*, Cambridge, 1900; S. and B. Webb, *English Local Government: English Poor Law History, Part I: The Old Poor Law*, London, 1927.
- 2) R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism*, Penguin Books, 1977 (first ed. 1926), pp.251-270 (出口勇蔵・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆』(下)岩波文庫,1959年,176-205頁); M. James, *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution 1640-1660*, 1930, pp.238, 295, 344.
- 3) V. L. Pearl, 'Social Policy in Early Modern London', in H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden (eds.), *History and Imagination: Essays in Honour of H. R. Trevor-Roper*, London, 1981, p.123 (拙訳「「翻訳と解説」ヴァルリイ=パール『近代前期のロンドンにおける社会政策』(上)』『札幌学院大学人文学会紀要』第46号,1989年,139頁)。
- 4) R. W. Herlan, 'Social Articulation and the Configuration of Parochial Poverty on the Eve of the Restoration', *Guildhall Studies in London History*, vol. II, no. 2, 1976; do., 'Poor Relief in the London Parish of St. Antholin's Budge Row, 1638-64', *Ibid.*, vol. II, no. 4, 1977; do., 'London's Poor during the Puritan Revolution: the Parish of St. Dunstan's in the West', *Ibid.*, vol. III, no. 1, 1977; do., 'Poor Relief in London during the English Revolution', *The Journal of British Studies*, vol. 18, 1979.
- 5) P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*, London, 1988; T. Wales, 'Poverty, Poor Relief and the Life-cycle: Some Evidence from Seventeenth-Century Norfolk', in R. M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-cycle*, Cambridge, 1984; W. N. Brown, 'The Receipt of Poor Relief and Family Situation: Aldenham, Hertfordshire, 1630-90', in *Ibid.*; P. Rushton, 'The Poor Law, the Parish and the Community in North-East England, 1600-1800', *Northern History*, 25, 1989.
- 6) J. Boulton, 'Going on the Parish: The Parish Pension and its Meaning in the London Suburbs, 1640-1724', in T. Hitchcock, P. King and P. Sharpe (eds.), *Chronicle of Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840*, London, 1997, pp.26-37.
- 7) アーチャーのパールに対する批判を参照。I. W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge, 1991, pp.149-150; 拙稿「近世ロンドン史における『安定』をめぐって「翻訳と解説」ヴァルリイ=パール『近代前期のロンドンにおける社会政策』(下)』『札幌学院大学人文学会紀要』第55号,1994年,121頁。
- 8) 1585年におけるウェストミンスター市の形成に関しては次の文献が詳しい。W. H. Manchée, *The Westminster City Fathers*, London, 1924; J. F. Merritt, *Religion, Government, and Society in Early Modern Westminster, c.1525-1625*, Ph. D. Diss., University of London, 1992, ch. 3.
- 9) G. Rosser, *Medieval Westminster 1200-1540*, Oxford, 1989; do., 'The Essence of Medieval Urban Communities: the Vill of Westminster 1200-1540', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., 34, 1984 (R. Holt and G. Rosser (eds.), *The Medieval Town: A Reader in English Urban History 1200-1540*, London, 1990に再録)。
- 10) 拙稿「イギリス革命期ウェストミンスターにおける貧民と救貧政策(上),(下)—セント・マーガレット教区を中心に—」『札幌学院大学人文学会紀要』第57,59号,1995,1996年(以下「ウェストミンスター(上)」,「ウェストミンスター(下)」と略記)。

1 収入と支出

救貧担当委員会計簿は、エリザベス治世第39年（1597/8年）第3章の議会制定法にしたがって、1年間の教区救貧行政に関わる収入と支出とを記録したものであり、2名の教区委員(churchwardens)と6名の救貧担当委員(overseers of the poor)とによって作成されたものである¹⁾。セント・マーティン教区の救貧担当委員会計簿は、教区委員会計簿(churchwardens' accounts)と共に、セント・マーガレット教区と同じくウェストミンスター古文書センターに所蔵されている。本稿で検討されるのは、イギリス革命期（1640年から1660年）の救貧担当委員会計簿であるが、第1—a表に示されているようにそのうち6年分の会計簿は既に失われてしまっている²⁾。

この第1—a表はその収入と支出を示したものであるが、第1—b表と対比してみると、セント・マーティン教区の救貧事業の規模はセント・マーガレット教区を上回っていたことが分かる。セント・マーガレット教区における救貧事業費の巨額さについては、シティ諸教区との比較で既に指摘しておいた³⁾。例えばその救貧税徴収額は市壁外のダンスタン・イン・ザ・ウエスト教区の2.2倍、総支出額においては4.5倍に達する⁴⁾。セント・マーティン教区ではそれぞれ3.1倍と5.0倍となり、さらに市壁内のアンソリンズ教区の救貧税徴収額の9.2倍という規模である⁵⁾。このような救貧事業費の巨大さは、何よりも両教区がイングランド第2の都市ノリッジに匹敵する人口を擁するという事実によるものであろう⁶⁾。特にセント・マーティン教区は、17世紀の初頭にセント・マーガレット教区の半分程度の人口（3,500名）を有するにすぎなかったが、その後人口が急増し革命前夜にはセント・マーガレット教区を追い越して、14,350名から17,010名の人口を持つ大教区となった⁷⁾。この人口増加は自然増ではなく移住者の増加によるものであるが、その中でも特にストランド周辺への貴族やジェントルマン層の移住はこの教区の発展に大きく寄与した⁸⁾。しかしそれにもかかわらず、移住者の最大のグループは貧困者層だったのである⁹⁾。セント・マーティン教区は急増する貧民と直面することになった。

こうした貧民の増加に対して、教区当局は主に定期支給金(pension)の給付で応じたようである。第1—a表に示されているように、通常(ordinary)の支出が常に臨時(extraordinary)の支出をはるかに上回り、年平均額では約5倍もの差があるからである。セント・マーガレット教区でも確かに通常の支出が上回っていたが、その差は1.5倍程度にすぎない。この通常の支出とは、「老人や労働不能者(the aged and impotent)」への定期支給金であり、「孤児や自分の子を養育する貧者」のための定期支給金であった¹⁰⁾。つまり、教区が責任を持って救済しなければならない貧民である。セント・マーティン教区はこうした貧民の対応に追われて、いわゆる「奇禍による貧民(poor of casualty)」を十分に救済できなかつたように思われる¹¹⁾。その原因の一つに財政問題があった。

第 1— a 表 収入と支出 (1640—1660) [St. Martin]

単位(£)

年	収 入			支 出			差し引き
	救貧税	慈善	総収入	通常	臨時	総支出	
1640/41	502	270	876	606	247	853	+23
1641/42	465	233	772	538	284	822	-50
1642/43	missing			missing			
1643/44	missing			missing			
1644/45	341	145	625	580	68	648	+23
1645/46	298	208	573	437	132	569	+4
1646/47	307	253	672	463	203	666	-6
1647/48	missing			missing			
1648/49	missing			missing			
1649/50	267	143	672	608	61	669	+3
1650/51	389	99	650	586	68	654	+4
1651/52	373	92	713	725	55	780	-68
1652/53	missing			missing			
1653/54	407	160	869	761	108	869	0
1654/55	432	178	1033	766	129	895	+138
1655/56	433	94	895	752	126	878	+17
1656/57	423	82	811	713	91	804	+7
1657/58	missing			missing			
1658/59	489	155	877	806	140	946	-69
1659/60	524	136	971	842	128	970	+1
年平均額	404	161	786	656	131	787	+2

表の数字は10シリング以下を切り捨て、それを超えたものは切り上げてある。

それゆえに、合計や差し引き計算が必ずしも合わない場合がある。

出典 CWAC., F.367-F.387.

第1—b表 収入と支出 (1640—1660) [St. Margaret]

単位(£)

年	収 入			支 出			差し引き
	救貧税	慈善	総収入	通常	臨時	総支出	
1640/41	255	261	535	302	242	544	-9
1641/42	241	300	619	299	268	567	+51
1642/43	218	454	676	365	261	626	+49
1643/44	214	412	626	404	209	613	+13
1644/45	209	482	693	413	325	738	-45
1645/46	219	483	706	446	265	711	-5
1646/47	227	418	650	441	271	712	-61
1647/48	251	388	640	409	227	637	+4
1648/49	missing			missing			
1649/50	291	365	656	492	288	780	-124
1650/51	287	388	689	483	298	781	-82
1651/52	284	389	693	436	276	712	-20
1652/53	282	352	661	345	324	669	-9
1653/54	311	339	667	405	320	725	-58
1654/55	310	425	748	431	300	731	+18
1655/56	340	360	713	480	255	735	-22
1656/57	343	405	776	462	305	768	+8
1657/58	345	373	770	536	320	856	-86
1658/59	344	522	876	587	347	934	-58
1659/60	damaged			damagd			
年平均額	276	395	689	430	283	713	-24

表の数字は10シリング以下を切り捨て、それを超えたものは切り上げてある。

それゆえに、合計や差し引き計算が必ずしも合わない場合がある。

出典 CWAC., E.154-E.172.

第1—a表と第1—b表とを対比してみると、特に1640年代、セント・マーティン教区の救貧事業費はセント・マーガレット教区と異なり減少している。例えば総収入と総支出は、1650年代の半ばまで1640/41年の水準に回復しない。この背景には救貧税の税収不足がある。救貧税徴収額は1659/60年まで1640/41年の水準に回復しないし、底となる1649/50年には1640/41年の半分ほどに落ち込む。ここに革命あるいは内乱の影響をうかがうことができるが、それにもかかわらずセント・マーティン教区の救貧税徴収額は、ほとんど常にセント・マーガレット教区のそれを上回っていた。それに対して、慈善による収入は年平均額で161ポンドであり、395ポンドのセント・マーガレット教区に対してかなり見劣りがする。前稿で指摘しておいたように、「セント・マーガレット教区は、ウェストミンスター寺院や政府の司法・行政部門の一部を有し、宮廷にも近かった。慈善の財源には事欠かなかったのである」¹²⁾。セント・マーティン教区においても、確かにストランド界隈に貴族やジェントルマンは居住していたが、それは最近のことに属し、慈善の伝統の厚みが大きく異なっていたのである¹³⁾。ここに両教区の特徴が示されているが、それゆえにセント・マーティン教区は救貧税に財政収入を依存せざるを得ず、しかも均衡財政を取ったことから、救貧税の税収不足が救貧事業費全体の減少に直接結び付いたのである。

ジョーダンが救貧事業費のうちで「課税による歳入の比率が7パーセントを超えたことがない」と主張するが¹⁴⁾、セント・マーティン教区ではその比率が50パーセントを超えていたのである。まさに救貧事業は公共事業であった。確かに救貧事業費の規模は革命期に入ると縮小するが、その総額から見て救貧行政の体系は崩壊してもいないし、危機に瀕していたということもできない。しかもそれは1650年代から上昇に転ずるのである。それはなぜか、次にその背景を探ってみたい。

-
- 1) *Statutes of the Realm*, 39 Elizabeth I, c.iii, cl.i. セント・マーガレット教区の救貧担当委員は4名である。
 - 2) City of Westminster Archives Centre (以下CWAC.と略記) 所蔵のF.367からF.387までの史料である。
 - 3) 拙稿「ウェストミンスター(上)」, 35頁。
 - 4) ダンスタン・イン・ザ・ウエスト教区における救貧税年平均徴収額(1613年—1666年)は131ポンド、総支出の年平均額(1640年—1660年)は157ポンドである。R. W. Herlan, 'Dunstan in the West', pp.20, 31.
 - 5) アンソリンズ教区における救貧税年平均徴収額(1638年—1664年)はわずかに44ポンドである。R. W. Herlan, 'St. Antholin's Budge Row', p.190.
 - 6) P. Clark and P. Slack, *English Towns in Transition 1500—1700*, London, 1976, p.83 (酒田利夫訳『変貌するイングランド都市1500—1700年——都市のタイプとダイナミックス——』三嶺書房, 1989年, 125頁)。
 - 7) R. M. Smuts, 'The Court and Its Neighborhood: Royal Policy and Urban Growth in the Early Stuart West End', *The Journal of British Studies*, vol. 30, 1991, p.118. なお、出生率を1,000名につき33名で計算した場合が17,220名であり、1,000名につき40名で計算した場合が14,350名である。次の論文も参照。J. Boulton, *op. cit.*, p.22; J. F. Merritt, *op. cit.*, pp.277—278; R. Finlay and B. Shearer, 'Population Growth and Suburban Expansion', in A. L. Beier and R. Finlay (eds.), *The Making of the Metropolis*, London, 1986 (川北稔訳『メトロポリス・ロンドンの成立——1500年から1700年まで——』三嶺書房, 1992年)。

- 8) F. J. Fisher, 'The Development of London as a Centre for Conspicuous Consumption in the Sixteenth and Seventeenth Centuries', *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th ser., 30, 1948; L. Stone, 'The Residential Development of the West End of London in the Seventeenth Century', in B. Malament (ed.), *After the Reformation: Essays in Honor of J. H. Hexter*, Manchester, 1980.
- 9) R. M. Smuts, *op. cit.*, p.126; J. F. Merritt, *op. cit.*, p.278.
- 10) CWAC., F.372.
- 11) P. Slack, *op. cit.*, p.28.
- 12) 拙稿「ウエストミンスター (上)」, 41頁。
- 13) J. F. Merritt, *op. cit.*, pp.288-294.
- 14) W. K. Jordan, *Philanthropy in England 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations*, London, 1959, p.140.

2 救貧税(poor rate)と科料(fine)

前節で述べたように、セント・マーティン教区の救貧税徴収額は革命期に入ると落ち込み、1659/60年まで1640/41年の水準に回復しない。さらに底となる1649/50年には1640/41年の半分ほどに落ち込むが、その後1650年代には上昇傾向に転ずる。この傾向は第2—a表で示した救貧税納付者の人数の推移からも確認できる。それと同時に、第2—b表と比較してみるとこの人数はセント・マーガレット教区を常に上回っていたのである。つまりセント・マーティン教区は課税ベースが広がったといえることができる。当該時期の人口を16,000名、1世帯当りの平均人数を前稿と同じく4.7名と仮定すると、1640年から1660年までの救貧税納付世帯は34%となって、セント・マーガレット教区を4%上回る¹⁾。この数字は革命前にはさらに高くなり、1630年代の末には40%、16世紀の末には59%にまで達する²⁾。他の都市と比較してみると、これはロンドンのセント・マーガレット・ロウスベリ教区(67%, 1624年)やセント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区(78.4%, 1638年)より低いけれども³⁾、ソールズベリ(24%, 1635年)やノリッジ(30%, 1659/60年)などを超える水準であった⁴⁾。これらの数字は、シティには及ばないまでも、セント・マーティン教区には地方都市を超えた厚い「中流の階層(middling sort of people)」が存在したことを示唆している⁵⁾。

1640年代における救貧税納付者数の減少には、コヴェント・ガーデン地区の独立が関係しているかもしれない。この地区がセント・ポール教区になった正確な年代は、独立をめぐってセント・マーティン教区と紛争があったゆえに明らかではない⁶⁾。しかし、古文書センターにある史料の中で、セント・ポール教区の救貧関係のものでは1647/48年の救貧税徴収委員会計簿(collectors' for the poor accounts)が最も古く、救貧担当委員会計簿は1652/53年より存在する⁷⁾。また、セント・マーティン教区の救貧担当委員会計簿では、1646/47年よりこの地区が税金査定リストから抜けている。しかしそれにもかかわらず、セント・ポール教区の救貧担当委員が救貧のために、これ以降セント・マーティン教区に毎年100ポンド程の金額を支払い続けていることから、これが直ちに完全な独立を意味したのか疑問であるし、少なくとも救貧

税徴収額への影響はそれほど大きくなかったものと思われる。

第 2— a 表 救貧税納付者と滞納者 (1640-1660) [St. Martin]

年	救 貧 税 納 付 者	一人当りの 平均額 (£)	滞 納 者	滞 納 額 (£)
1640/41	1,443	0.35	497	157
1641/42	1,435	0.32	481	187
1642/43	missing		missing	
1643/44	missing		missing	
1644/45	927	0.37	1,198	264
1645/46	858	0.35	1,018	257
1646/47	860	0.36	704	114
1647/48	missing		missing	
1648/49	missing		missing	
1649/50	978	0.27	580	75
1650/51	1,109	0.35	617	90
1651/52	1,150	0.32	518	80
1652/53	missing		missing	
1653/54	1,181	0.34	417	55
1654/55	1,174	0.37	230	38
1655/56	1,231	0.35	287	44
1656/57	1,186	0.36	346	46
1657/58	missing		missing	
1658/59	1,347	0.36	597	83
1659/60	1,521	0.34	792	96
年平均	1,171	0.34	592	113

滞納額は10シリングを超えたものを切り上げてある。

出典 CWAC., F.367-F.387.

それより重要なのは滞納者の存在であろう。年平均人数592名という数はセント・マーガレット教区の2倍を超えている。また、1644/45年と1645/46年には滞納者が納入者を上回っており、その滞納額は救貧税徴収額に匹敵するほどである。シティでは僅少に留まっていた滞納者が⁸⁾、この郊外2教区では大量に出現したことに注目しておきたい。滞納の理由は税金査定リストの欄外に記されているとおり、「転出(gone)」、「死亡(dead)」、「貧困(poor)」、「査定の過大評価(over-rated)」の4種類であった。転出者には明らかに貴族やジェントリ層の者がおり、その中には内乱の開始とともにロンドン周辺から脱出した者もいたであろう。それにもかかわらず最も一般的な理由は、「貧困」と「査定の過大評価」である。この滞納者の中には救貧税を一部入金している者が半数以上いたからである。確かに救貧税の徴収を拒絶して罰金を取られた者もいるように、納税忌避者もかなりの数に上る⁹⁾。しかし大多数の者は「貧困」や「査定の過大評価」から、納税査定額の全額を支払うことができなかったのである。住民

が負担する地方税としては、救貧税の他にも道路税(rate for the surveyor of the highway)や清掃税(scavengers' rate), さらに民兵

税(militia rate)や疫病税(plague rate)などもあったことを考慮すべきである¹⁰⁾。さらに革命の混乱が影響を与えたことも疑うことができない。こうした理由から、相対的に慈善収入の乏しいセント・マーティン教区では、救貧税の査定額を引き下げ滞納者を減らし、税収ベースを広げることが現実的な収入回復への方法であった。第2-a表を見てみるならば、セント・マーティン教区はまだ一人当りの平均救貧税徴収額ではセント・マーガレット教区より高いけれども、1650年代からこのような政策を取ったことを認めることができるであろう。

こうした救貧税の税収の回復は、確かに1650年代における救貧事業総収入の復調の一因である。しかし、救貧税の徴収額が1640/41年の水準に戻るのが1659/60年であるのに対し、救貧事業総収入は1653/54年頃から1640/41年の水準に戻り、その後それを超えて上昇していく。この増加傾向は単に救貧税収の回復だけで説明できない。この増加はどこから来たのだろうか。

セント・マーガレット教区に

第2-b 表 救貧税納付者と滞納者 (1640-1660) [St. Margaret]

年	救 貧 税 納 付 者	一人当りの 平均額 (£)	滞 納 者	滞 納 額 (£)
1640/41	1,185	0.22	—	—
1641/42	1,090	0.22	—	—
1642/43	986	0.22	—	—
1643/44	785	0.27	—	—
1644/45	762	0.27	—	—
1645/46	895	0.24	—	—
1646/47	878	0.26	—	—
1647/48	967	0.26	697	—
1648/49	missing		missing	
1649/50	1,063	0.27	344	—
1650/51	980	0.29	181	—
1651/52	928	0.31	174	—
1652/53	920	0.31	193	—
1653/54	930	0.33	173	—
1654/55	869	0.36	272	—
1655/56	976	0.35	231	—
1656/57	1,040	0.33	257	—
1657/58	1,054	0.33	177	—
1658/59	1,006	0.34	215	—
1659/60	damaged		damaged	
年平均	962	0.29	265	—

出典 CWAC., E.154-E.172.

において、それは慈善であったが、セント・マーティン教区では既に述べたように慈善収入の規模は小さく、しかも1650年代になってそれはさらに減少している。その時、1650年代に入って顕著な増加を示しているのが科料収入なのである。セント・マーガレット教区を扱った前稿でも指摘しておいたように、1650年代には救貧担当委員による科料の徴収活動は活発化した。しかし同時に、その教区では「科料の徴収額はその単価が小さく、全体の徴収額が50ポンドを超えることはほとんどなかった」のである¹¹⁾。これに対してセント・マーティン教区では、第3—a表に示されているように、その徴収額は100ポンド近くに上る年があり、しかも1651年から1657年までは全体の収入の20%から25%を占めている。この教区では科料収入が総収入の増加に大きく貢献したのである。

このとき直ちに科料収入の内容が問題となる。第3—a表と第3—b表とを比較してみると、最も件数が多いのはその順位が異なるけれども、「安息日遵守違反」、「飲酒」、「神名濫用」である。これは1650年の二つの法律、すなわち4月19日に制定された「主の日、齋日および感謝の日の遵守を強化する法律」と6月28日に制定された「神聖を冒瀆する神名濫用を防止する法律」に基づくものである¹²⁾。これらの法律がどこまで実効を持ったかは、その地方によって大きく異なっていた¹³⁾。しかし少なくとも、ウェストミンスターの両教区においてはかなり忠実に実施されており、しかもそれは救貧政策と強く連動していた。ここに、救貧政策と社会的統制・規律化とが結び付く一つのあり方を見ることができる。

しかしこの3者に関しては、両教区とも余り大きな違いがない。セント・マーティン教区に特徴的なのは、この3者の他にも「許可なく営業した者」や「役職忌避」に関わる科料の件数と徴収額が顕著であることである。「許可なく営業した者」とは、主に飲食料品業者(victualler)を対象としているが、禁止された食料や飲み物あるいは本を売って科料を徴収されている例もある¹⁴⁾。セント・マーティン教区はまさに「消費財を扱う産業やサービスの中心地」だったのである¹⁵⁾。科料の単価が高額であることから、より重要なのは「役職忌避」に関する科料である。ここでの役職に含まれるものは、清掃委員(scavenger)、道路監督委員(surveyor of the highway)さらに救貧担当委員である。その中でも件数が多く、単価が最も高いのが救貧担当委員の役職忌避である。その金額は道路監督委員が1ポンド¹⁶⁾、清掃委員が2ポンドであるのに対して¹⁷⁾、8ポンド、10ポンドあるいは12ポンドに達し、それが多い年には7件で総額70ポンドにも上った¹⁸⁾。このような救貧担当委員の役職忌避は、この史料の限りでは1650年代から現れるようになってくる。これ自体が1650年代からの救貧税や科料徴収の強化に関わっているのではないか。すなわち徴収の強化が教区住民との軋轢を引き起こし¹⁹⁾、それが役職忌避の原因となった可能性がある。救貧担当委員は日常的に住民と接触する役職であったからである。その一方で、役職忌避者の科料が救貧行政の財源を潤していたのである。

第3— a 表 科料 (1640—1660) [St. Martin]

年	徴収額			総件数	安息日 違反	飲 酒	神 名 濫 用	役 職 忌 避	許可なき 営 業	庶 子	その他	不 明
	£	s	d									
1640/41	12	6	8	3	—	—	—	—	1	—	1	1
1641/42		15		2	—	2	—	—	—	—	—	—
1642/43	missing			missing								
1643/44	missing			missing								
1644/45	16	12	5	8	—	—	—	1	—	2	—	5
1645/46	3	9	4	25	3	3	—	—	—	—	8	13
1646/47	6	3		5	—	—	—	3	—	—	—	2
1647/48	missing			missing								
1648/49	missing			missing								
1649/50	5	2	2	8	1	1	1	1	—	—	—	4
1650/51	30	14	6	59	18	4	6	—	1	1	9	21
1651/52	71	2	4	66	14	12	5	1	—	—	12	30
1652/53	missing			missing								
1653/54	85	2	10	50	4	7	2	4	1	—	—	39
1654/55	69	5	10	98	51	8	5	1	1	2	8	26
1655/56	90	13	0	73	34	3	1	5	4	2	5	20
1656/57	94	13	10	73	30	1	3	2	1	1	7	25
1657/58	missing			missing								
1658/59	39	18	2	43	27	2	3	—	2	1	2	7
1659/60	104	5	4	56	13	34	7	7	1	—	4	1

内訳は延べの件数である。特に飲酒に関する科料は、安息日違反や神名濫用と同時に現れることが多い。

出典 CWAC., F.367-F.387.

第3-b表 科料 (1640-1660) [St. Margaret]

年	徴収額			総件数	安息日 違反	飲酒	神名 濫用	その他	不明
	£	s	d						
1640/41	9	13	4	20	17	2	—	1	—
1641/42	4	18	4	11	10	1	—	—	—
1642/43	3	13	4	7	6	—	1	—	—
1643/44		1		1	—	—	1	—	—
1644/45		6	6	1	—	—	1	—	—
1645/46	3	14	10	1	1	1	1	—	—
1646/47	5	7	6	3	1	1	1	2	—
1647/48		19	6	1	1	1	1	—	—
1648/49	missing			missing					
1649/50		—		—	—	—	—	—	—
1650/51	23	8		65	19	19	15	—	12
1651/52	19	4	7	56	25	21	20	1	1
1652/53	26	11	11	75	43	36	15	6	2
1653/54	16	15	7	42	17	10	13	—	8
1654/55	12	9	7	38	3	1	2	—	33
1655/56	12	8	8	26	2	2	5	—	19
1656/57	28	2	10	67	36	24	13	1	15
1657/58	51	15		100	52	10	28	2	10
1658/59	10	15	4	38	27	3	8	—	—
1659/60	damaged			damaged					

内訳は延べ件数である。特に飲酒に関する科料は、安息日違反や神名濫用と同時に現れることが多い。
出典 CWAC., E.154-E.172.

- 1) 拙稿「ウェストミンスター (上)」37頁。また、1世帯当りの平均人数を4.7名と仮定した理由については、「同上」40頁の注11) で説明している。
- 2) R. M. Smuts, *op. cit.*, p.129; J. F. Merritt, *op. cit.*, p.283. なお、メリットは1世帯当りの平均人数を3.8名として計算しているが、その他の研究では明示されていない。
- 3) J. Boulton, *Neighbourhood and Society: A London Suburb in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1987, p.116.
- 4) P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*, London, 1988, p.178.
- 5) 「中流の階層(middling sort of people)」に関する論争は現在継続中であるけれども、とりあえずここでは次の文献を参照。J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800*, London, 1994; K. Wrightson, 'Estates, Degrees and Sorts: Changing Perceptions of Society in Tudor and Stuart England' in P. J. Corfield (ed.), *Language, History and Class*, Oxford, 1991.
- 6) ボウルトンは独立した年を1647年としている。J. Boulton, 'Going', p.39. なお、独立をめぐる紛争に関しては、R. Webber, *Covent Garden: Mud Salad Market*, London, 1969, pp.14-20を参照。
- 7) CWAC., H.433, 434.
- 8) V. Pearl, 'Social Policy', p.125 (拙訳, (上), 143頁)。
- 9) CWAC., F.387.
- 10) 例えば、救貧税年査定額8シリング8ペンス(1656年)の者は、同じ年の道路税で2シリング(CWAC., F.3648), 清掃税で6シリング(CWAC., F.3649)の査定を受けている。また、地方税全体に関しては次を参照。E. Cannan, *History of Local Rates in England*, London, 1927 (reprinted).
- 11) 拙稿「ウェストミンスター (上)」41頁。
- 12) 19 April, 1650, 'An Act for the Better Observation of the Lords-Day, Days of Thanksgiving and Humiliation', in C. H. Firth and R. S. Rait (eds.), *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642-1660*, London, 1911, vol. II, p.383-387; 28 June, 1650, 'An Act for the Better Preventing of Prophane Swearing and Cursing', in *Ibid.*, pp.393-396.
- 13) 地方による実効の差異については、次の論文を参照。J. Mother, 'The Moral Code of the English Civil War and Interregnum', *The Historian*, 44-2, 1982; D. Hirst, 'The Failure of Godly Rule in the English Republic', *Past and Present*, no. 132, 1991.
- 14) CWAC., F.379, 387.
- 15) R. M. Smuts, *op. cit.*, p.127. セント・マーティン教区の職業構造を調べたスマッツは、全職業の28%が衣服・靴・帽子業, 26%が飲食業, 11%が運送業, 8%が建設業であることを、裁判記録を使って明らかにした。
- 16) CWAC., F.374, 377.
- 17) CWAC., F.372, 374, 383.
- 18) CWAC., F.379, 381, 382, 383, 384, 387.
- 19) CWAC., F.387.

3 定期支給金の受給者

1650年代に入り救貧事業総収入が増加するにともなって、その総支出も増加傾向を示し始める。そのとき特に顕著な伸びを示したのが通常支出であった。既に述べたように、それは年平均額で臨時支出の5倍であり、総支出の83%を占めている。まさにセント・マーティン教区に

における救貧政策の中心は定期支給金の給付であった。この支給金は貧民のニーズに答えることができたのであろうか。また、この支給金を受ける基準は何であったのだろうか。

まず、この教区における定期支給金受給者数を見ておこう。第4-a表は革命期における5年ごとの定期支給金受給者数と1名当りの平均受給額を示したものである。この5年の平均人数を253名、前節と同じように教区全体の世帯数を仮定すると、定期支給金受給世帯は全世帯の7%となる¹⁾。これは前稿で示したセント・マーガット教区の数字と全く同じであり、5%から7%程度のシティよりやや高く、7.2% (1622年) のサザックとほぼ同水準である²⁾。しかしスラックの計算方法を使用すると、その受給者数は全人口の3%となり、他の地方都市より劣っている³⁾。ただ注意を要するのは、セント・マーガット教区の受給者の中に、ウェストミンスター修道院の慈善活動に起源を持つ、74名の特別な定期支給金受給者グループが含まれていることである。これは教区委員が管理するものとは異なり、教区からも月6ペンスの支給があったゆえに、救貧担当委員会計簿の定期支給金受給者欄に記載されたものである

第4-a表 定期支給金受給者 (1640-1660) [St. Martin]

年	受給者総数	受給者(孤児・捨て子)	子供	一人当りの平均額(d)	受給者(個人)	寡婦	一人当りの平均額(d)
1640/41	198	122(58)	—	18	76(13)	23	11.5
1645/46	226	131(77)	—	10.6	95(23)	37	6.5
1650/51	247	124(61)	—	12.5	123(31)	39	9.7
1655/56	284	99(45)	—	14.3	185(31)	32	11.1
1659/60	309	148(69)	—	13.9	161(35)	47	11.5

受給者の()内は男性の数。

受給者(孤児・捨て子)欄における一人当りの支給額は子供一人当りの週平均支給額である。(実際の受給者の名前は示されず、子供の名前で支給されている。)

出典 CWAC., F.367, 373, 378, 383, 387.

第4-b表 定期支給金受給者 (1640-1660) [St. Margaret]

年	受給者総数	受給者(孤児・捨て子)	子供	一人当りの平均額(d)	受給者(個人)	寡婦	一人当りの平均額(d)
1640/41	176	69(20)	88	15.9	30(6)	—	9.2
1645/46	228	82(20)	100	16.5	58(6)	—	7.8
1650/51	219	72(26)	100	19.6	47(6)	—	9.2
1655/56	257	46(10)	93	18.4	127(20)	—	10.4
1663/64	152	77(1)	121	19.4	92(25)	—	12.7

受給者の()内は男性の数。

受給者(孤児・捨て子)欄における一人当りの支給額は子供一人当りの週平均支給額である。慈善に関係する特定グループの定期支給金受給者は含まれていない。

出典 CWAC., E.154, 159, 164, 169, 176.

う⁴⁾。この人数を除くと、セント・マーガット教区の受給者平均人数は132名となり、セント・マーティン教区の半分程度となる。ここにも慈善をめぐる両教区の特徴が示されている。

さらに第4—a表を子細に検討すると、1650/51年を転機として、捨て子・孤児の養育のために支給される件数が減り、個人に支給される件数が増加していることが分かる。しかもそれは圧倒的に女性である⁵⁾。ただし寡婦の占める割合は次第に低下している。ボウルトンによれば、この教区では1630年代までやはり個人への支給金の割合がより高かったという⁶⁾。このように1640年代に捨て子や孤児が問題になってくるのは、第4—b表におけるセント・マーガット教区も同様であり、やはり内乱の影響を見ることができであろう。

次に1人当りの平均支給額を検討してみよう。全体の傾向としては、捨て子・孤児の場合も個人に対する支給金の場合も、1640年代に落ち込み1650年代に増加傾向に転じる。しかし、個人に対する支給金は1650年代に1640/41年の金額にはほぼ戻るのに対して、捨て子・孤児に対する支給金は回復していない。それにもかかわらず、全体的に後者が前者の額を上回っている。これは第4—b表におけるセント・マーガット教区やシティでも同様であった⁷⁾。ただしその差はシティでおよそ2倍、セント・マーガット教区では1.5倍ほどであり、セント・マーティン教区より大きい。この教区では両者の差が小さかったが、個人に対する支給金は地方都市より高額であり⁸⁾、全体的にセント・マーガット教区を超えていた。しかし、両教区の差はわずかであり、最高値を取れば両者とも週およそ1シリングであった。前稿と同じ仮定に立てば、1650年代の寡婦は週におよそ1シリング11ペンスから2シリング6ペンス必要であるというから⁹⁾、この教区でもやはり定期支給金は貧民のニーズを充たすことはできなかったのである。

定期支給金は確かにそれだけで十分ではなかったけれども、それを得ることは貧民にとって死活問題であった。特にセント・マーティン教区では、慈善に頼る機会が少なく、臨時に支給されるものも余り期待できなかった。それゆえに、貧民は定期支給金に与かるため、可能性のある者はその理由を付して請願書を教区会に提出したのである。その理由としては、老齢や身体障害さらに病気を始めとして、長期にわたってこの教区に居住し救貧税を支払ってきたことも強調されている。1650年代はこうした請願書の数が突出しており、しかもその結果として多くの貧民が定期支給金を受給した¹⁰⁾。教区会への請願書は、救貧担当委員の決定に反対し上訴するものが普通の形式であったが、この時代にはこのような請願書は少なく、逆に教区会の許可なく救貧担当委員が定期支給金を許可した場合すらある¹¹⁾。救貧担当委員は貧民と教区会とを仲介していたのである。

しかしながら、定期支給金を受給するという事は、一定の規律に服することでもあった。「淫らで秩序を乱す者」や「安息日に神聖を汚す言葉を吐く者」などは、支給金を打ち切られることになる¹²⁾。貧民の行状の調査は、教区会による視察が行なわれる場合もあるが、救貧担当委員の日常的な仕事であった¹³⁾。前節で述べたような科料の徴収は、まさに救貧担当委

員にふさわしい仕事だったのである。

- 1) 1世帯当り3.8名で計算すると、6%となる。
- 2) 拙稿「ウェストミンスター（上）」39頁。I. Archer, *op. cit.*, p.197; J. Boulton, *Neighbourhood*, p.95.
- 3) スラックは定期支給金受給者に2を乗して、世帯も含めた人口としている。P. Slack, *op. cit.*, p.177.
- 4) J. F. Merritt, *op. cit.*, pp.272, 288; 拙稿「ウェストミンスター（上）」39頁。
- 5) 捨て子・孤児の養育に対する定期支給金は、セント・マーガレット教区ではその養育者に支給されており、第4-b表で示されているようにやはり女性が圧倒的に多い。しかし、セント・マーティン教区では男性と女性の比率がほぼ同じであることから、ここに記されているのは支給される子供自身であると思われる。
- 6) J. Boulton, 'Going', p.24.
- 7) R. W. Herlan, 'Poor Relief in London', p.43.
- 8) P. Slack, *op. cit.*, p.177.
- 9) 拙稿「ウェストミンスター（下）」23頁。I. Archer, *op. cit.*, p.194; D. C. Coleman, *The Economy of England 1450-1750*, Oxford, 1977, p.23. これから1590年から1650年までのインフレ率を35%と計算した。また、17世紀後半の農村部では、週1シリングあれば生活できたという研究もあるが、生活費はロンドンのほうがはるかに高かったであろう。T. C. Wales, *op. cit.*, p. 356.
- 10) J. Boulton, 'Going', pp.27-31.
- 11) CWAC., F.381.
- 12) CWAC., F.2003, ff.43, 242.
- 13) CWAC., F.2003, ff.120, 149.

おわりに

セント・マーティン教区はセント・マーガレット教区とともにウェストミンスター市の中核を成し、その人口規模はイングランド第2の都市ノリッジに匹敵するほどであった。しかし中世から発達していたセント・マーガレット教区とは異なり、セント・マーティン教区は17世紀初頭から急激に発展したのである。その過程で多くの貧民が流入し、貧民問題は当該教区の最大の問題になっていた。この問題は特に革命期の1640年代に内乱の展開とともに深刻化したのである。

深刻化する貧民問題に対して、各教区はそれぞれ個別に対応策を取らざるを得なかった。ウェストミンスターはロンドンと異なり、当初から各教区の独立性が強く、教区間の財源援助(rate-in-aid)は発達しなかったからである¹⁾。わずかに石炭税の分配に各教区の協力した痕跡が認められる程度である²⁾。こうした状況の中で、セント・マーティン教区は救貧税に財源を依存せざるを得なかった。セント・マーガレット教区に比べて慈善収入を大きく期待できなかったからである。この結果、1640年代の危機を乗り越えるためには、救貧税の査定額を引き下げ滞納者を減らし、課税ベースを広げなければならなかったのである。これがセント・マーティン教区における救貧行政の第1の特徴であった。

第2の特徴は救貧が定期支給金の支給を中心に行なわれ、臨時の支給金の財政に占める割合

が小さいということである。1650年代には、支給の対象が孤児や捨て子の養育のためというより、個人の貧困に向けられるようになってきた。これは単なる政策の変化というよりは、定期支給金を望む貧民からの請願書に対応した結果であるように思われる。1650年代の教区会議事録にはこうした請願書が多数とりあげられ、しかも他の時期に比べて多くのものが認められたのである。その仲介役となったのが救貧担当委員であった。

しかし、この定期支給金は決して無条件に支給されたのではなかった。秩序を乱したり、安息日を遵守せず神聖を汚したりしたときに、それは容赦なく打ち切られたのである。こうした貧民の行状を日常的に調査していたのが救貧担当委員だったのである。1650年代に科料の徴収額が増加し、救貧行政の重要な財源になってくるのもこれと無関係ではあり得ない。支給金の交付は統制や規律と分かちがたく結び付いていたのである。

こうした両者の結び付きは1650年代に明確な形を取り始めるが、これはまた労働不能者と労働可能者の区別が決して自明ではなかったことも示していよう。しかし1640年代の危機を乗り越える努力は、結果として救貧行政を整えていくことになったのである。このときその主体は誰であったのか。そしてピューリタニズムの影響はどの程度あったのか。これらの問題は救貧担当委員や教区委員などの教区役員のあり方やその担い手、貧民を始めとする住民との関係など教区政治のあり方全体の中で検討してみる必要があるだろう³⁾。

1) V. Pearl, 'Social Policy', p.125 (拙訳, (上), 143頁)。

2) CWAC., F.382.

3) これらの問題の所在については、とりあえず次の論文を参照。S. J. Wright (ed.), *Parish, Church and People: Local Studies in Lay Religion 1350-1750*, London, 1988; K. L. French, G. G. Gibbs and B. A. Kümin (eds.), *The Parish in English Life 1400-1600*, Manchester, 1997; J. R. Kent, 'The Centre and the Localities: State Formation and Parish Government in England, circa 1640- 1740', *The Historical Journal*, vol.38, no.2, 1995.